

青森市軽度中等度難聴児補聴器購入費等助成事業のご案内

青森市軽度中等度難聴児補聴器購入費等助成事業は、身体障害者手帳の交付対象とならない、聴力レベルが軽度又は中等度の18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童（以下「難聴児」という。）に対し、補聴器の購入又は修理に係る経費の一部を助成する事業です。

◎対象者

次の全てを満たす18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童に限ります。

- (1) 青森市内に住所を有していること。
- (2) 両耳の聴力レベルが原則として30デシベル以上で、身体障害者手帳の交付対象とならないこと。ただし、医師が必要と認めた場合は30デシベル未満も対象とする。
- (3) 補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できると医師が判断すること。

※ ただし、助成の申請を行う月の属する年度（4月から6月にあっては前年度）に、難聴児の保護者の属する世帯の世帯員のなかに、市町村民税所得割額が46万円以上の方がいる場合は助成の対象となりません。

◎助成金の額

対象となる難聴児が新たに補聴器を購入する経費や補聴器の修理に係る経費と別表に定める基準額（裏面参照）とを比較して、どちらか低い額に3分の2を乗じた額です。

（1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額となります。）

◎申請手続き

申請し、市の交付決定を受ける必要があります。申請には次のものが必要です。

なお、交付決定前に購入した補聴器は、助成の対象となりません。

- (1) 青森市軽度中等度難聴児補聴器購入費等助成交付申請書
- (2) 指定の医師が難聴児の聴力検査を実施し、交付した意見書

※意見書の作成手数料は、自己負担となります。

※本事業を利用して購入した補聴器の修理に係る経費の助成を申請する場合、意見書は不要です。

- (3) 指定の補聴器販売事業者が作成した見積書

<様式等は、下記の担当窓口を用意しておりますので、お気軽にお問い合わせください。>

◇お問い合わせ・申し込み先

〒030-0801 青森市新町1丁目3番7号

青森市役所 福祉部 障がい者支援課

TEL 017-734-5327（直通）

FAX 017-734-5329

〒038-1392 青森市浪岡大字浪岡字稲村101-1

浪岡振興部 健康福祉課 民生福祉チーム

TEL 0172-62-1113（直通）

FAX 0172-62-0023

(別表) 基準額

種目	名 称	1 台当たりの 基準額 (円)	基準額の積算に含まれるもの	耐 用 年数
補 聴 器 の購入	軽度・中等度難聴用ポケット型	50,600 円	①補聴器本体 (電池含む。)	5年
	軽度・中等度難聴用耳かけ型	52,900 円	②イヤーマールド	
	高度難聴用ポケット型	50,600 円		
	高度難聴用耳かけ型	52,900 円		
	重度難聴用ポケット型	64,800 円		
	重度難聴用耳かけ型	76,300 円	※イヤーマールドを使用しない場合は、左欄の基準額から 9,000 円を控除すること。	
	耳あな型 (レディメイド)	96,000 円		
	耳あな型 (オーダーメイド)	137,000 円	補聴器本体 (電池含む。)	
	骨導式ポケット型	70,100 円	①補聴器本体 (電池含む。) ②骨導レシーバー ③ヘッドバンド	
	骨導式眼鏡型	127,200 円	①補聴器本体 (電池含む。) ②平面レンズ ※平面レンズを必要としない場合は、左欄の基準額から 1 枚につき 3,600 円を控除すること。	
	その他青森県が認めた補聴器	青森県が認めた額		
補 聴 器 の修理	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 528 号）に規定する基準額			

※業者が材料仕入れ時に負担した消費税相当分を考慮し、別表の価格の 100 分の 106 に相当する額を基準額の上限とする。

※デジタル式補聴器で、補聴器の装用に関し、専門的な知識・技能を有する者による調整が必要な場合は 2, 000 円を加算する。